

【シンガポール】食品安全及び食料安全保障法の制定

海外立法情報課 濵谷 由紀

*2025年2月8日、シンガポールにおいて、食品安全体制の強化並びに食品等の在庫保有の拡大及び一次産品の生産拡大を目指す食品安全及び食料安全保障法が制定された。

1 背景と経緯

国土が狭いシンガポールでは、食料及び水の安定供給が重視されてきた。2019年、2030年までに栄養ベースでの食料自給率を30%に引き上げ、輸入依存を軽減する目標「30×30（30 by 30）」が発表され¹、同年、シンガポール食品庁（Singapore Food Agency: SFA）²が設立された。近年では、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの混乱（2020年）、マレーシアの鶏肉輸出停止（2022年6月）³により、食料安全保障に対する意識が高まっていた。2025年1月8日、「2025年食品安全及び食料安全保障法」（以下「同法」）⁴が国会で可決され、同年2月3日に大統領によって裁可された（同月6日公布、同月27日及び11月28日に一部施行）。

2 食品安全及び食料安全保障法の概要

同法は、全17部405か条並びに第1附則及び第2附則から成る。主な内容を紹介する⁵。

（1）既存の食品関連諸法の統合及び刷新

（i）適用範囲の拡大

食品の安全性を確保するため、同法の対象に、無償提供を含めた（第8条）⁶。

（ii）食品管理計画及び飼料管理計画の義務化

食品管理計画とは、従事者の知識及び技能等の要件、使用される施設及び輸送手段等の設計並びに清潔性、潜在的な危機要因及びその管理方法、記録保管等を考慮し、食品に関する営業

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。

¹ Ministry of the Environment and Water Resources, “MEWR COS 2019: Building a Sustainable and Resilient Singapore,” 2019.3.7. <<https://www.mse.gov.sg/latest-news/press-release-of-mewr-cos-2019/>> 2025年11月4日、「30×30」は見直しを受け、自給目標値の一部が下方修正された。“Speech by Ms Grace Fu, Minister for Sustainability and the Environment and Minister-In-Charge of Trade Relations, at the Asia-Pacific Agri-Food Innovation Summit, Singapore International Agri-Food Week,” 2025.11.4. Singapore Food Agency website <<https://www.sfa.gov.sg/news-publications/newsroom/Asia-Pacific-Agri-Food-Innovation-Summit-Grace-Fu-Speech>>

² 持続可能性・環境省所轄の法定機関（statutory board）のうちの一つで、食品安全及び食料安全保障を監督する。“Who We Are.” Singapore Food Agency website <<https://www.sfa.gov.sg/about-us/who-we-are>>

³ Lucas Zhi Kai Huan, “To What Extent Were There Attempts to Securitise the Malaysian Chicken Export Ban in Singapore?: A Comparative Analysis of Frames Between Government and News Media” Reinvention an International Journal of Undergraduate Research, vol.17 no.2 (2024), 2024.10. <<https://doi.org/10.31273/bccf2k15>>

⁴ Food Safety and Security Act 2025 (No.7 of 2025). <<https://assets.egazette.gov.sg/2025/Legislative%20Supplements/Act%20Supplement/01.pdf>>

⁵ 同法の目的は、①食品及び農作物生産投入物（agri-food production input）の在庫保有の拡大並びに一次産品の生産拡大による食品安全保障の向上、②食品及び非包装飲料水の安全性保証、③食品のトレーサビリティ制度の改善、④消費者に対する食品の情報提供の保障、⑤輸入食品等の安全性保証、⑥農薬及び飼料が人間の健康に及ぼすリスクの管理、⑦非感染疾患の予防等である（第2条）。農作物生産投入物とは、第一次生産活動に必須の、動物飼料、植物用殺虫剤、その他の物品をいう（第3条）。以下、紹介に当たっては、次の記事を参照した。“Introduction of the Food Safety and Security Bill,” 2024.11.12. Singapore Food Agency website <<https://www.sfa.gov.sg/news-publications/newsroom/2024/introduction-of-the-food-safety-and-security-bill>>

⁶ ただし、「2024年善きサマリア人食品寄附法」により、善意の寄附の場合、免責される規定がある（第164条）。Good Samaritan Food Donation Act 2024 (No.26 of 2024). <<https://assets.egazette.gov.sg/2024/Legislative%20Supplements/Acts%20Supplement/27.pdf>>

許可事業の実施の在り方を定めたものをいう（第 90 条）。食品に関する営業許可事業⁷のうち、第一次生産活動⁸を行わない者は、営業許可申請の際、食品管理計画を添付しなければならない（第 91 条）。飼料管理計画とは、従事者の知識及び技能等の要件、飼料の詳細及び生産過程、施設及び輸送手段等の設計及び清潔性、潜在的な危機要因及びその管理方法、記録保管等を考慮し、動物飼料の生産の在り方を定めたものをいう（第 189 条）。動物飼料生産許可申請の際には、飼料管理計画を添付しなければならない（第 191 条）。

（2）食品安全体制の強化による消費者保護及び公衆衛生の改善

（i）食品又は動物飼料に係るトレーサビリティの義務化

食品又は動物飼料等を輸入する認可輸入業者、食品に関する営業許可業種の事業主のうち適用対象となる者、動物飼料生産許可保有者に対し、食品又は動物飼料に係るトレーサビリティが義務付けられた（第 86 条～第 89 条、第 98 条～第 101 条、第 198 条～第 201 条）。

（ii）「特定食品（defined food）」のカテゴリーの導入

特定食品とは、シンガポール食品庁による市販前承認を得ていない新規食品（novel food）及び遺伝子組替食品並びに食用として未認可の昆虫様生物種を含む食品をいう。新規食品とは、国内外で少なくとも 20 年間、食品として大量に使用されていない物質を原材料にした食品、人工ナノ材料を含む食品等をいう（第 13 条）。特定食品を供給した場合、当該食品が安全か否かにかかわらず刑事罰が科される（第 106 条、第 107 条）。市販前承認の申請は対象食品の供給予定日の少なくとも 9 か月前までに行わなくてはならない⁹。

（3）食品等の在庫保有の拡大及び一次産品の生産拡大による食料安全保障の強化

（i）「最低在庫保有要件」（Minimum Stockholding Requirement: MSR）の新設

農業食品サプライチェーンを構成する事業体に対して、食品又は農作物生産投入物の「最低在庫保有要件」を義務付けることができる¹⁰。食料安全保障上の要因に鑑み、シンガポール食品庁の食料安全保障担当局長により、MSR の対象であることを通知された事業体は、日次 MSR 及び所定の期間における平均 MSR を満たす必要がある（第 18 条、第 20 条、第 23 条、第 25 条）。MSR を満たせない場合は、民事制裁金又は罰金が科される（第 29 条～第 31 条）。

（ii）農場経営計画の義務化

農場経営計画とは、動物又は植物の種及び量、飼育又は栽培を行う陸地又は水域の面積、飼育又は栽培の方法、設備、飼育密度、水質、病虫害、バイオセキュリティ、計画の監査、記録保管等を考慮し、第一次生産の在り方を定めたものをいう（第 90 条）。食品に関する営業許可業種のうち、第一次生産活動を行う事業は、営業許可申請時に農場経営計画を添付しなければならない（第 91 条）。

⁷ 食品に関する営業許可事業（licensable food business）は、①調理業、食肉及び魚介類販売業、ケータリングサービス、並びにその他の小売業、②第一次生産活動を行う事業（非売用の植物の栽培又は動物の販売等を除く。）、肉類及び魚類等の加工業等、並びにその他の非小売業である（第 1 附則）。

⁸ 第一次生産活動（primary production activity）とは、①食用として人間が消費することを目的とした動物、植物又はその他の生物の育成、飼育、栽培、摘み取り、収穫、収集又は捕獲、②一次産品の選別又は等級分け、③一次産品の処理、冷凍、包装、冷蔵、保管又は洗浄等をいう（第 15 条）。

⁹ Food Safety and Security Act 2025 - Food Safety and Security (FSSA Authorisations - Administration) Regulations 2025 (S 713/2025). <<https://assets.egazette.gov.sg/2025/Legislative%20Supplements/Subsidiary%20Legislation%20Supplement/713.pdf>>

¹⁰ シンガポールでは、既に、米輸入業者を対象にした米備蓄制度（Rice Stockpile Scheme）が運用されているが、同法により、同様の備蓄制度を他の品目に拡大できるようになった。“Introduction of the Food Safety and Security Bill,” *op.cit.*(5) ただし、MSR による備蓄制度の対象となる食品名は、具体的に定められていない。